

平成 20 年度国の施策 及び予算に関する要望書

平成 1 9 年 8 月

特 別 区 長 会

平成19年8月

殿

特別区長会会長

多 田 正 見

平成20年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって緊急の課題である、福祉、都市基盤、環境などの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における平成20年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

< 要望事項 >

	頁
1 地方分権改革の推進	1
2 多様な保育環境の整備	3
3 ホームレス自立支援策の充実	4
4 障害者施策の充実	5
5 後期高齢者に対する健診事業への支援	6
6 交通システム等の整備促進	7
7 都市計画道路の整備促進	8
8 災害応急対策の充実	9
9 緑化対策の推進	10
10 指定道路の調査等に係る支援の充実	11
11 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	12
12 学校教育の充実	13
13 第31回オリンピック東京招致の支援	14

1 地方分権改革の推進

現在、国の様々な検討機関において、地方交付税を含めた財政力や東京の実情を見ることなく、地方税の偏在を是正すべきとする乱暴な議論が行われている。これらは、本来国の責任で解決すべき地方財源の確保の問題を地方自治体間の税収格差の問題にすり替えるものであり、地方分権の裏づけとなる地方税財政基盤の強化・確立の観点から断じて、容認できるものではない。

今行うべきことは、抜本的に国と地方の役割を見直し、地方交付税による財源保障も含め、国から地方へ実質的な権限と財源を移譲する真の地方分権改革を進めることである。

このため、次の方策を講じること。

(1) 地方への実質的な権限の移譲

真の地方分権改革を実現するため、国と地方の役割を見直し、実質的な権限を移譲すること。

(2) 地方税財源の充実強化

① 国税と地方税との税源配分の目標値を「5対5」と明確にし、地方財政自主権の更なる充実強化を図るため、消費税から地方消費税への税源移譲を直ちに実現すること。その際には、特別区の区域において税収減となる団体が生じないよう確実な財源を保障すること。

② 国庫補助負担金については、国と地方の役割分

担を明確にし、国の責任において措置すべきものを地方に負担転嫁しないこと。また、地方の超過負担が生じないようにすること。その他の国庫補助負担金は原則廃止し、従前の都道府県負担分が削減されることによる区市町村財源への影響も含めて確実に税源移譲を行うこと。

- ③ 地方間の財源調整は、東京富裕論に基づいた東京対地方の税収格差の問題にすり替えることなく、地方交付税により措置すること。

2 多様な保育環境の整備

地価や賃料の高い特別区では、認可保育所の整備は財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

一方で、女性の社会進出や様々な雇用形態をとる現在の就労環境に対応するためには、低年齢児保育や長時間保育など多様な保育サービスの提供が求められている。

このため、待機児童の解消を図り、多様な保育需要に応えられるよう、地方裁量型の「認定こども園」も含め、一定基準を満たした認可外保育施設を財政支援の対象となる保育制度の体系に組み入れること。

3 ホームレス自立支援策の充実

ホームレスの自立に向けた課題を解決するために、次の方策を講じること。

(1) 国の責務として総合的な対策の実施と責務に見合う財政負担

国の明確な責任の下、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針に示されている施策の実現を目指し、就労、福祉、医療、住宅等にわたる総合的な対策を講じるとともに、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

とりわけ、路上生活者対策事業に係る施設の運営について補助基準額の大幅な引き上げを行うとともに、整備費についても特別区における路上生活者対策の実情に見合うよう配慮すること。

なお、基本方針の見直しに当たっては、ホームレスの現状及びこれまでの取り組みの成果を検証した上で、より一層効果的な対策を講じること。

(2) 都市部への集中化への対応

広域的な課題であるホームレスの都市部への集中化への対応について、地方公共団体と連携し、抜本的な対策を講じること。

4 障害者施策の充実

障害者数も多く、サービス基盤整備に力を入れている特別区において、限られた国の予算の中では、地域生活支援事業に係る事業執行額に対して十分な国庫補助額は期待できず、現在のサービス水準を維持することさえ困難となる。

このため、地域生活支援事業がその役割を果たせるよう、統合補助金の事業別算定基準を明示した上で、十分な財政措置を講じること。

5 後期高齢者に対する健診事業への支援

後期高齢者の健康診査は、医療制度改革に伴い努力義務規定とされたが、標準的な健診・保健指導プログラムにおいては、生活習慣病の早期発見のために重要であると位置づけられている。

については、疾病リスクの高い後期高齢者を国民全体で支えるという制度の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康診査に対して必要な財政措置を講じること。

6 交通システム等の整備促進

東京区部における交通システム等の整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上等の向上に寄与するものであり極めて重要な課題である。

については、運輸政策審議会が平成12年に答申した鉄道整備の基本方針に従って、次の方策を講じること。

(1) 整備予定路線の早期実現

整備着手予定の路線で、現在、未着手となっている以下の路線は、早期に実現を図ること。

- ① 東京1号線の東京駅接着(宝町～東京～日本橋)
- ② 東京8号線の延伸(豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市)
- ③ 東京11号線の延伸(押上～四ツ木～松戸市)
- ④ 東京12号線の延伸(光が丘～大泉学園町～武蔵野線方面)*検討すべき路線を含む。
- ⑤ 東京臨海新交通臨海線の延伸(豊洲～勝どき)
- ⑥ 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設(京急蒲田～蒲田)

(2) 区部周辺部環状公共交通新設計画の具体化

同答申で検討すべき路線となっている「区部周辺部環状公共交通(仮称)」の新設については、環状都市軸の形成による東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、整備・運営主体の確立、建設資金の確保等により、早期に整備計画を具体化すること。

7 都市計画道路の整備促進

東京区部では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、都市計画道路がネットワークとしての機能を十分に果たせない状況にある。

首都東京の地域特性を考慮し、都市の基幹的施設である都市計画道路の整備が促進されるよう、次の方策を講じること。

- (1) 都市計画道路の国庫補助基準を改善し、特別区に重点的に国庫補助を配分すること。
- (2) 道路特定財源による街路整備予算措置を特別区に重点配分すること。
- (3) 連続立体交差事業を早期に完了させること。また、区が積極的に施行できるよう技術的、財政的な支援制度を拡充すること。

8 災害応急対策の充実

切迫性が指摘されている首都直下型地震への対策を強化するため、国において総合的な対策を講じることはもとより、次の方策を講じること。

- (1) 高層化する都市の集合住宅は、被災時の救援が困難であり、ライフラインの確保等が急務となる。そのためエレベーターや上下水道接続部の耐震強化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化など、より一層の防災対策を講じること。
- (2) 帰宅困難者を含む被災者の収容施設の確保及びライフラインの耐震化などの防災対策を、より一層強化すること。
- (3) スーパー堤防を早期に整備するため、住居移転を促進する仕組みづくりや建築行為の規制などの方策を講じること。

9 緑化対策の推進

都市の緑は、良好な生活環境を確保するために、欠かすことのできない資源である。都市の緑を守るため、高地価等、特別区の地域の特性を考慮して、次の方策を講じること。

- (1) 保存樹林地及び市民農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すための土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。
- (2) 保存樹林地等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する財政支援を講じること。

10 指定道路の調査等に係る支援の充実

建築基準法施行規則の改正に伴い、特定行政庁は平成22年4月までに、建築基準法第42条第2項の道路等について、指定道路図及び調書の調整及び保管が義務付けられることになった。

細街路を数多く抱える特別区が、この改正に対応するためには、多大なマンパワー及び莫大な予算が必要となる。

については、指定道路図及び指定道路調書の作成を円滑に進めるための適切な人的、財政的、技術的支援を行うこと。

11 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に対する取り組みを強化するため、国の総合的な対策とともに地方自治体の取組も強化していく必要がある。

特別区が地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を円滑に策定して対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類や新技術等の情報提供が行われる制度の整備をはじめ、十分な支援策を講じること。

12 学校教育の充実

特別区が、長期的視点を持ち、地域の実情に応じた学校教育を推進できるよう、区立小中学校教職員の人事権を特別区へ移譲すること。

13 第31回オリンピック東京招致の支援

世界最大のスポーツの祭典であるオリンピックを東京に招致することは、わが国におけるスポーツの振興はもとより、国際交流を発展させ、次代を担う子どもたちの夢と希望を育む絶好の機会となる。また、社会経済の発展に大きく貢献することが期待される。

東京招致を成功させるためには、国の総力を挙げた取り組みが不可欠である。

については、東京招致を国家プロジェクトとして位置づけ、早期の閣議了解、並びに政府による財政保証等を着実にを行うこと。さらに、全国的な気運の醸成を図るとともに、外交も含めた招致活動に必要な支援体制を速やかに整備すること。

＜要望事項別一覧＞

	要 望 事 項	要望先省庁等
1	地方分権改革の推進	総務省 財務省
2	多様な保育環境の整備	内閣府 厚生労働省
3	ホームレス自立支援策の充実	厚生労働省
4	障害者施策の充実	厚生労働省
5	後期高齢者に対する健診事業への支援	厚生労働省
6	交通システム等の整備促進	国土交通省
7	都市計画道路の整備促進	国土交通省
8	災害応急対策の充実	内閣府 国土交通省
9	緑化対策の推進	財務省 農林水産省 国土交通省 環境省
10	指定道路の調査に係る支援の充実	国土交通省
11	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	環境省 経済産業省
12	学校教育の充実	文部科学省
13	第31回オリンピック東京招致の支援	内閣官房 財務省 文部科学省

＜要望先省庁別一覧＞

要望先省庁	要 望 事 項
内閣官房	第３１回オリンピック東京招致の支援
内閣府	多様な保育環境の整備 災害応急対策の充実
総務省	地方分権改革の推進
財務省	地方分権改革の推進 緑化対策の推進 第３１回オリンピック東京招致の支援
文部科学省	学校教育の充実 第３１回オリンピック東京招致の支援
厚生労働省	多様な保育環境の整備 ホームレス自立支援策の充実 障害者施策の充実 後期高齢者に対する健診事業への支援
経済産業省	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進
農林水産省	緑化対策の推進
国土交通省	交通システム等の整備促進 都市計画道路の整備促進 災害応急対策の充実 緑化対策の推進 指定道路の調査に係る支援の充実
環境省	緑化対策の推進 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進